

# 総務企画委員会記録

## <第5号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月18日（水曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第5号>

### 開会の日時

年月日 令和8年3月18日 水曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後2時2分

### 場 所

第7委員会室

### 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第48号議案 包括外部監査契約の締結について
- 7 乙第49号議案 副知事の選任について
- 8 乙第50号議案 専決処分の承認について
- 9 陳情令和6年第96号外6件

### 出席委員

委 員 長 西 銘 啓史郎  
副 委 員 長 高 橋 真

委	員	宮	里	洋	史
委	員	徳	田	将	仁
委	員	島	尻	忠	明
委	員	呉	屋		宏
委	員	島	袋		大
委	員	幸	喜		愛
委	員	玉	城	健	一郎
委	員	大	田		守
委	員	仲	宗	根	悟
委	員	渡	久	地	修
委	員	当	山	勝	利

---

欠席委員

なし

---

説明した者の職・氏名

総	務	部	長	宮	城	嗣	吉													
総	務	私	学	課	長	松	堂	徳	明											
人	事	課	長	仲	村	卓	之													
行	政	管	理	課	長	米	須	清	剛											
企	画	部	市	町	村	課	長	石	井	康	貴									
保	健	医	療	介	護	部	薬	務	生	活	衛	生	課	班	長	山	内	努		
保	健	医	療	介	護	部	薬	務	生	活	衛	生	課	主	幹	泉	水	由	美	子
商	工	労	働	部	工	業	技	術	セ	ン	タ	ー	研	究	主	幹	照	屋	正	映
土	木	建	築	部	建	築	指	導	課	班	長	戸	眞	伊	伸	宏				

---

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。  
 本日の説明員として、総務部長外関係部長等の出席を求めています。  
 まず初めに、乙第1号議案沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 ただいま通知しました、令和8年第1回沖縄県議会2月定例会総務企画委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

それでは、概要について、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、条例議案5件、議決議案1件、同意議案1件、承認議案1件、合計8件の審査をよろしくお願いします。

3ページを御覧ください。

乙第1号議案沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、沖縄県公益認定等審議会の委員の任命に係る規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、公益信託に関する法律が、令和8年4月1日に施行し、公益信託制度が公益法人制度に一元化され、公益法人認定法と共通の枠組みで認可・監督を行う仕組みとなり、公益信託に係る認可を行うには沖縄県公益認定等審議会への諮問、答申を経る必要があります。

併せて、政令が改正され、委員の任命において、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者が追加されたことから、委員に求める識見に「公益信託に係る活動」を加える必要があるため、条例を改正するものであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくお願ひします。

乙第1号議案に関して質疑をさせていただきます。

まず、この認可申請を県に提出すべきものとあります。青文字で公益法人とかNPO法人等とありますので、この受託者ですね、どのような方々なのか御説明ください。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

受託者とは、委託者との信託契約等により財産の移転を受け、その信託財産の管理、処分及び広域事務の実施を直接に担うものであります。具体的には、信託会社や信託銀行が受託者となるケースが一般的でございますが、今回の新制度におきましては、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとなるなどの法的要件を満たせば、一般の法人や個人が受託者となることも可能となっております。

以上でございます。

○当山勝利委員 ということは家族信託も入るということですか。

○松堂徳明総務私学課長 家族信託については、公益信託には入らないということで除かれているところでございます。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

そしてこの受託者ですけれども、一度認可を受けたら不特定多数の委託者と信託契約をすることができるのか、それとも信託契約ごとに受託者は認可申請を行うのか伺います。

○松堂徳明総務私学課長 今回の新たな公益信託を設定する場合におきましては、信託契約ごとに認可の申請を行う必要があります。仮に同じ信託銀行等の法人が受託者となる場合におきましても、新しい公益信託行為の内容となる場合におきましては、その都度、所轄行政庁の認可を受けなければならないこととなります。

○当山勝利委員 あと、行政庁のほうなのですが、監督とありましたが、この

監督というのはどのような形でされるのでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 今回、この公益信託に関する法律におきまして、行政庁は、公益信託が適正に運営されるよう受託者に対して監督を行うこととなります。具体的には、定期報告の提出確認といたしまして、毎事業年度終了後に、事業報告書や財務諸表等を受領し、書面審査を行うこととなります。また、立入検査報告徴収といたしまして、定期報告等の確認結果等を踏まえ、必要があると認められる場合におきましては、沖縄県公益認定等審議会において専門的かつ中立的な立場において、受託者の事務所等に立入検査を行うほか、随時必要な報告を求めることとなります。また、この報告、立入検査におきまして、業務運営に不適切な点が見つかった場合におきましては、同審議会の諮問、答申を受けて、改善の勧告あるいは従わない場合には法的な命令を出す、重大な法令違反等がある場合には、最終的な措置として、認可の取消しを行う監督などを行うこととなります。

以上です。

○当山勝利委員 先ほど御答弁にもありましたけれども、財務諸表の件がありました。この図を見ると公表とあります。まず、公表する理由、それから財務諸表、トータルで、それ以外に公表するものがあるのか伺います。

○松堂徳明総務私学課長 公益信託は法令に基づき、不特定かつ多数の者の利益のために公益事務を行うものでありまして、委託者や寄附者、信託管理人などの公益信託の関係者をはじめ、広く国民に対して情報開示を行い、透明性の高い事務運営を行うことが受託者に求められているところでございます。情報の開示は、公益信託の関係者や国民によるチェックの前提でありまして、受託者の説明責任を十分に果たすことで、公益信託の適切な運営が確保されることが期待されているところでございます。また、貸借対照表や収支決算書などの計算書類、財務諸表以外に受託者が行政庁に提出しまして、行政庁が公表する資料といたしましては、例えば信託概況の報告、これは事業報告に相当するものであります。また、事業計画、収支予算書、信託財産に係る財産目録、信託行為の内容を証する書面、受託者等の名簿、信託報酬の支払い基準などを公表することとされております。

以上です。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

あと、委託者がこの受託者に信託契約をする際、いわゆる手数料みたいな契約料金、そういう額はもう決められている額があるんでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 委託者が受託者と契約する時の契約料として信託報酬につきましては、受託者が実施する公益信託事務に見合う範囲で定められることが想定されます、契約書の中ですね。また公益信託について、受託者に信託報酬を支払う場合には、信託契約の報酬額の算定方法について定める必要もございます。

今回、この信託報酬につきましては、今回のこの公益信託に関する法律の中で認可の基準といたしまして、公益事務の正当な対価を超えて、受託者や信託管理人の利益のために費消されるべきものでないといった観点から、信託報酬が不当に高額とならないように支払い基準を定めておりますので、そういった点も認可のほうで、要件として確認することとなります。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

行政庁のほうで申請書類を確認するというところで理解いたしました。あと最後になりますけれども、あつてはならないことですが、何らかの方法で、受託者が委託者の財産を違法に処分した場合、勝手に処分した場合というのは当然刑事罰があると思うんですが、まずそのことを伺いますと同時に、そのときに行政庁の監督責任というのは問われるんでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 受託者が公益信託の財産を違法に処分した場合において、刑事罰の対象になるか否かについては、個別の背景や具体的な状況等を確認して判断することになりまして、一概にお答えすることはちょっと困難でございますが、例えば一般論として申し上げますと、刑法上の業務上の横領罪、あるいは信託法に基づく特別背任罪などが適用がなされる可能性はございます。また公益信託の受託者には、善良な管理の注意をもって信託事務の処理をしなければならないということで、善管注意義務が課されているところでございます。この任務を怠ったときには、初めに信託財産が毀損した場合には、監督者として信託管理人が受託者に対して行為の差止めや損失を補填する請求などができる規定がございます。まず、ここで監督がなされます。その次の行政庁といたしましては、公益信託の適正な運営を確保するために、毎年度の定期提出書類の確認を行うとともに、必要に応じて報告要求や立入検査による実態把握、あるいは勧告、命令、公益信託の認可の取消しなどの処分を行うこと

となります。

委員の質問にありました、行政庁の監督責任が問われるか否かにつきましては、具体的な事実の関係が不明な中ではこうであるということは即答することはちょっと困難でございますが、一般論から申し上げれば、受託者による違法行為等が発生した場合におきましても、その結果責任として、直ちに行政庁が国家賠償法上の賠償責任を負うことにはならないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 5ページを御覧ください。

乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、令和7年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要があることから、関係条例を改正するものです。

改正の概要は、宿日直手当の勤務1回に係る支給の限度額を引き上げるとともに、自動車等使用者に対する通勤手当の月額引上げ、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等を行うものであります。

この条例は公布の日から施行することとし、宿日直手当及び自動車等使用者に対する通勤手当の引上げについては、令和7年4月1日から適用すること等としております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 乙第2号のほうもよろしくお願ひします。

こちらは通勤手当の件についてお伺ひします。現行の距離区分の月額を引き上げるとありますが、平均して何円引き上げられるのか伺ひます。また、最高で何円引き上げられるのか伺ひます。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

現在、通勤手当は2キロ以上5キロ未満の区切りからスタートして、5キロ以上10キロ未満、10キロ以上15キロ未満と5キロ区分ごとに70キロ以上まで設定されております。そのうち45キロ以上の6つの区分について、まず45キロ以上50キロ未満が900円引上げ、50キロ以上55キロ未満が1800円引上げ、55キロ以上60キロ未満が3000円引上げ、60キロ以上65キロ未満が4200円引上げ、65キロ以上70キロ未満が5700円引上げ、70キロ以上についても5700円引上げということで、現行区分の引上げについては5700円が最高になりますが、今回の75キロ以上から100キロ以上まで6つの区分を新たに設けることとしておりますので、そちらについては全てが5700円を超える引上げということになります。

以上でございます。

○当山勝利委員 細かな御説明ありがとうございます。

あと、②で100キロメートル以上を条件とする距離区分を新設されるわけですが、これに該当される職員の方は何人でしょうか。

○仲村卓之人事課長 75キロ以上、今回新設する6つの区分で、トータルしまして27名が今のところ確認されておまして、その中で100キロ以上というのは0名でおりません。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

次行きます。③番の1人当たり5000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設とありますが、知事部局で何名が対象になるのか、また、県費負担教職員では何名が対象になるか分かりますか。

○仲村卓之人事課長 現在、確認されているところで知事部局では935名、市町村の県費負担、小中学校の教員については3671名が確認されております。以上です。

○当山勝利委員 そうすると、小中学校の教職員の方々に地域によってではあると思うんですが、学校内に駐車をする場合は駐車場料金を取られると思いますけれども、そのときの処理の方法は個人で処理、どういうふうに処理されるんでしょうか、ちょっと伺います。

○仲村卓之人事課長 市町村によっても、学校によっても処理の仕方は様々あると聞いておりますが、市町村によっては、教職員が小中学校の駐車場を利用する際に、使用料として料金を徴収しているという事例があることを承知しております。その場合であっても、民間の駐車場と同様に届出及び領収書等を確認の上、月額5000円を上限に認定をしていこうというふうに考えております。

○当山勝利委員 使われる方と使われない方がいらっしゃるのもそういう手続きしかできないのかなと思いますけれども、何とか行政同士なので簡素化できないかなと思っはいるんですけれども、どうですか。

○仲村卓之人事課長 新たに始まる仕組みですので、それは簡素化できる仕組みができれば検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

あと通勤手当において、会計年度任用職員の方々に対してはどのようなようになっていきますでしょうか。

○仲村卓之人事課長 先ほど申し上げた距離区分の引上げ、また新設に伴うものについては、会計年度任用職員についても引上げ分については適用されることとなりますが、駐車場については、国とか他県がどのように取扱うかがまだ見えておりませんので、今のところ、そこについては、国や他県の状況を踏ま

えて、今後検討してまいります。

○当山勝利委員 ということは、会計年度任用職員の駐車料金に関してはまだちょっと未定であると。それがはっきりしたら、また対応されるということでしょうか。

○仲村卓之人事課長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

あと今回、この通勤手当の改正によって、多分予算額が増えると思うんですが、どれくらい増えるのか伺います。

○仲村卓之人事課長 今回の通勤手当の改定による年間の影響額については、3億1442万円程度と試算しております。

以上でございます。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 11ページを御覧ください。

乙第3号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる等の必要がある

ため、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、多学年学級担当手当を廃止するとともに、教員特殊業務手当のうち部活動における児童又は生徒に対する指導の業務の支給額を2700円から3900円に引き上げるものであります。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴い、家畜の伝染性疾病の名称変更があったことから、防疫等作業手当に係る規定について所要の改正を行うものであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。ただし、防疫等作業手当に係る規定の改正については公布の日から、多学年学級担当手当の廃止については、令和9年1月1日から施行することとしております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 13ページを御覧ください。

乙第4号議案情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるよう、関係条例の規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、沖縄県税条例及び沖縄県行政手続条例において、書面を特定の場所に掲示して行うこととされている公示等について、インターネットを利用する方法により行うことを可能とするため、規定の整備を行うものです。

この条例は、それぞれ附則第1項で定める日から施行することとしています。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 1点だけ聞かせてください。この閲覧をすることができる状態に置く措置とあるんですけど、それというのはこの図にもあるように、掲示場での書面、掲示に関して、今後全て連動してこのインターネットで公表するという認識でいいのかどうか教えてください。

○米須清剛行政管理課長 今アナログ規制ということで、書面規制について、今回この沖縄県県税条例と沖縄県行政手続条例について書面掲示のみとなっているところを、インターネットを使った掲示も可能にするというこの2件について、今、条例等の改正として上げているところでございます。

これまでの掲示場での書面掲示に加えてインターネットでも掲示することができるということを、今回条例として改正で上げさせていただいているところです。

以上です。

○徳田将仁委員 それができるというふうにしか書かれてないよね。だからしたいんですよね、するんですねという質問です。

○米須清剛行政管理課長 国におきましても、このアナログ規制というのを進めてきている中で、今回紙のみであったというところを、もちろん大きな方向性としてはインターネットでの確認ができるようにという大きな方向性はございます。

ただ、今まだ全国的にもアナログ規制を推進している状況の中で、インター

ネットでの広報公示の活用といったことも積極的に進めていくという中で、書面のみならずインターネットの活用も可能にすると、ほかの規制もあるんですが、これもアナログ規制を解除していくという大きな方向性はございます。

その中の一つということで、今回の条例改正を上げております。

以上です。

○徳田将仁委員 だから条例を改正する目的というのは、広く県民が情報を得られるようにというところじゃないですか。だからこの条例をまずは改正します。でもその後には、こういった全て連動して見れるような形に持っていくというつもりなのかというところを聞いているだけです。そういう認識を持っていていいですかということです。

○宮城嗣吉総務部長 アナログ規制の改正についてはおっしゃるとおり、県民の利便性、それから行政の効率性というところを高めるという形になりますので、今回2条例を改正しておりますけど、条例が整い次第、そういった方向で順次改正していくということで御理解いただければと思います。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 17ページを御覧ください。

乙第5号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、宅地造成等規制法の一部が改正され、一定規模の盛土又は切土を伴う宅地造成に関する工事を行う場合に都道府県知事の許可が必要となったこと等を踏まえ、手数料の徴収根拠を定めるほか、工業技術センターの手数料の額の適正化を図る等の必要があることから、条例を改正するものです。

改正の概要は、宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、工事の許可申請等に対する手数料の徴収根拠を定めるもの、工業技術センターにおける使用料及び手数料について額の適正化を図るもの、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料等について額の適正化を図るもの等となっています。

この条例は、一部を除き令和8年10月1日から施行することとしております。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 令和8年10月から施行される盛土についてなんですけれども、県内各地でも土砂崩れ、例えば工事現場からの崩れ等々あるかと思えますし、私の地元でもありますけれども、この令和8年10月からこれが施行されることによって、どういったこれまでの対応が変わるのかどうか、お聞かせください。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 お答えいたします。

盛土規制法が施行されましたら、まず違反している盛土もそうですけれども、過去に行われた危険な盛土等に関しても、改善命令等を出すことができますので、危険な盛土があれば、この改善命令を行いまして、それに従わない場合には行政代執行等もできることになっております。

以上です。

○宮里洋史委員 これまでも様々なことで行政代執行までというのはあったと思うんですけれども、それがよりスムーズと言ったら言葉があれですが、より発動しやすくなるという認識でよろしいでしょうか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 そのような認識で間違いないと思います。

以上です。

○宮里洋史委員 現状、崩れてしまっている盛土であったであろう場所につい

ても、この条例は適用されるのでしょうか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 崩れてしまった盛土に関しては、これが盛土と認められるかどうかというところになりますけれども、その辺は個別での判断になるかと思っております。

以上です。

○宮里洋史委員 それが盛土であれば対応されるということなんですけれども、その検証も行われるということによろしいですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 現地等を確認しまして、状況を判断して対応いたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 私もこの議案の概要の1、宅地造成等規制法の一部の改正についてお尋ねをしたいと思います。

今回、新たな許可制度とか、新しい手数料が設置されたと伺いましたけれども、具体的な概要について教えていただけませんか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 お答えいたします。

今回、宅地造成や特定盛土等に関する工事の許可申請、変更申請、中間検査等を行うために必要な手数料を定めているものでございます。

以上です。

○高橋真委員 具体的な金額等をお伺いいたします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請手数料として、盛土等を行う土地の面積に応じて、2万1000円から64万2000円の範囲で設定しております。また土石の堆積、一時的な仮置き等に関する工事の許可申請手数料として、その面積に応じまして、1万6000円から13万8000円の範囲で設定しております。あと中間検査手数料としまして、これも盛土等を行う面積に応じまして、1万円から2万7000円の範囲で設定をし

ております。

以上です。

○高橋真委員 これはいわゆる事業者さんや購入する方もそうなんですけれど、新設の手数料であります、利用料であります。なので、現在は物価高騰であります。そういうことを考えていくと建築資材とか、こういった人件費とか高騰にあえいでいる県内の建設事業者や不動産業者または住宅購入する県民に対して、この手数料の新設増額がさらなる価格転嫁、いわゆる負担増を招くことがないかと懸念しているわけですが、どのように今後県発注の工事とかにこういった利用料も反映されるようなことも考えているのか、お伺いいたします。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 県の発注する工事、公共工事等に関しましては、いろいろ条件はございますが、基本的に許可申請等は不要になってきます。

○高橋真委員 ちょっとよく意味が分からないですけど、これはあくまでも県発注の工事の中では積算されないと、考慮されないという考えでよろしいでしょうか。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 県の発注の工事には、盛土規制法は適用されることはほぼないです。

○高橋真委員 分かりました。

金額の設定の算定根拠もちよっと尋ねておきたいと思います。他県と比べてこの水準というのはどういう水準ですか、お伺いいたします。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 今回、金額の設定をするに当たりまして、九州各県の金額を確認しております。九州の統一単価というものがございまして、それに合わせた単価設定をしております。

以上です。

○高橋真委員 ということは、一律ということで理解します。では事業者目線で少しお尋ねしますが、着工には、いわゆる県の許可が必要でありますね。そうすると、審査期間が長引けば長引くほど、事業者にとって工期の遅れや資

材保管のコストなど見えない負担が増大すると懸念しております。今回の場合、多額の手数料を徴収していく以上、県はしっかりと審査を早くして、申請から許可までのスピードアップというのはしっかりと体制的に整えているのかお伺いいたします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 お答えいたします。

盛土規制法では、今回、標準処理期間というのも設定します。これから公表等はするんですけども、その標準処理期間で適正に処理できるよう、次年度は、また今年度と比べて人員増も図っておりますので、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○高橋真委員 標準処理期間とは何でしょうか。具体的にお伺いいたします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 申請に対して、許可を出すまでの期間を定めたものになります。

以上です。

○高橋真委員 それがどれぐらいになるんですか、お伺いいたします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 まだ現在、公表されていないので、今の段階でお答えすることはできません。

以上です。

○高橋真委員 では、今回はいわゆる申請された合法的な盛土の手数料というものもあると思うんですが、無許可で行われている不法盛土、危険な土石の堆積を早期発見、是正するための監視体制というのは、しっかりと講じられるのでしょうか、お伺いいたします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 今現在、市町村や建設業等の関係団体等へ説明会を行っているところでございまして、市町村や建設業関係団体、またあと県の出先機関に、この危険な盛土等の発見がありましたら、情報提供するようというお願いをしているところでございます。それ以外にも、建築指導課のほうで定期的なパトロール等もしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 ちょっと指摘をしておきます。私、これまでいろいろな地域の方々から不法な土砂の持込み、危険な土石の堆積が行われているのではないかと不安な声をたくさん聞いてきました。そういう相談を受けた経験が何度もあるものですから、今回の手数料改定については、しっかり対応される方はいいんでしょうけれど、例えば結構、手数料は高いものですから、しかも公共単価にも反映されないということもあるので、手数料を払いたくないとか、もしくは厳しい審査を逃れたいとか、またそういう負担があるという背景が、一部の悪質な業者によって、無許可で不法盛土や土石の堆積を助長される懸念はないでしょうかと、取りあえず県の見解をお伺いします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 そのような違法な盛土等がございましたら、行政処分、監督処分により原状回復等の命令をすることができます。また、これについても行政代執行や刑事告発もできます。

刑事告発に関しては、法人等であれば最大3億円という大きい罰則がございますので、これらが抑止力になるのかと考えているところです。

以上です。

○高橋真委員 パトロール体制も含めて、県内は広いですのでしっかりとその体制は構築できるものなのか、この件についてはちょっと最後にお尋ねしておきたいと思います。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 建築指導課だけで沖縄県全体を満遍なくパトロールするというのはなかなか難しい状況がございますので、出先機関等、連携を取りながら、また既存のパトロールはいろいろございますので、他部署とも連携を取りながら、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○高橋真委員 分かりました。

次行きます。議案の概要4、犬の狂犬病予防注射の手数料改正でございます。

これ提案の理由は額の適正化とされておりますけれど、増額であるということでありました。この根拠となる改正の要因というのは何でしょうか、お伺いいたします。

○山内努薬務生活衛生課班長 根拠につきましては、人件費や物価高騰に伴うコスト増により、手数料の見直しが必要となったということを挙げています。

改正の内容でございますけれども、狂犬病予防注射手数料を現在2450円から2850円に、犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料のうち、返還手数料について4000円から4500円に、飼養管理の350円を500円に改めるという内容になっています。

以上です。

○高橋真委員 一律手数料が上がったようであります。いわゆる物価高騰という背景もいろいろあると思うんですけれども、今、飼い主の接種控えというのを引き起こす要因になりませんかという視点でちょっとお尋ねしたいわけであります。

本県の公衆衛生の部分に関しまして、少し県の認識をお伺いしたいわけでありまして、今、狂犬病予防接種は、県内は全国と比べてどの位置にあるんですか、お伺いいたします。

○山内努薬務生活衛生課班長 令和6年度の実績になりますけれども、県内の予防注射の接種率は53.5%になっています。全国でいきますと、47番目、最下位になっています。

以上です。

○高橋真委員 沖縄県が定めている接種の目標値を教えてください。

○山内努薬務生活衛生課班長 WHOで蔓延防止を図るために必要な接種率は70%というのが目標としてあります。日本国内でも70%を目指して各自治体、この接種率の向上に向けて取り組んでいるところですが、沖縄県もその70%を目指しています。

以上です。

○高橋真委員 接種率向上に向けた沖縄県の役割と市町村の役割に違いはありますか。

お伺いいたします。

○山内努薬務生活衛生課班長 実際に犬の登録であったり、予防注射の事務の取組については市町村の役割になっています。

県の役割といたしましては、普及啓発の活動であったり、実際に県で行っていますのがポスターの作成であったり、チラシの作成であったり、あとは市町村会議での市町村の担当者との連携ですね、取組について、どういう取組が効果があったとかというのを市町村の担当者の方と勉強会などをして取り組んで、普及率の向上、注射率の向上に向けて取組を進めているというところになります。

以上です。

○高橋真委員 接種の主体は、いわゆる市町村であると。そして狂犬病が発生したときの対応は沖縄県であると。概して整理するとそういうことかなと理解をしたいと思います。では、県は市町村をもっと支援すべきではないでしょうか。ちなみに、全国最下位の狂犬病予防接種率の沖縄県、上位の市町村といわゆる平均を下げている市町村の接種率と、その要因分析について見解をお伺いいたします。

○山内努薬務生活衛生課班長 実際に要因分析、様々あるんですけども、1つは、やはり国内でなかなか、県内でもそうなんですけれども、最後に狂犬病が発生しているのが昭和32年ということで、69年間、実際に国内ではないということです。

しかしながら、日本を取り巻く台湾であったり、韓国であったり、中国という近隣諸国では狂犬病が発生していますので、そういうところでまず県民の意識、もう少し我々県が普及啓発に取り組む必要があるかなというところがあります。それで、注射率の低い要因としても、実際に登録の台帳というのが市町村の管理になりますけれども、やっぱり亡くなっている犬とか、あるいは注射をしているけれど市町村のほうで注射の届出がないというところがあったりするというのがあります。

昨年度、大幅に上がった市町村もありますけれども、やっぱり登録の台帳の整理というところを市町村のほうで頑張ったというところで、令和5年度より20ポイントも上がった市町村があったりというのがあります。

以上です。

○高橋真委員 上位と下位の市町村は。

○山内努薬務生活衛生課班長 令和6年度の沖縄県での1位ですけれども、南大東村で注射率が99%、最下位は本部町で33.1%になっています。

以上です。

○高橋真委員 なぜ、そういう結果になっているんですか。

○山内努薬務生活衛生課班長 実際に市町村のほうにお聞きしてるところもあったり、我々が把握できているところもありますけれども、南大東村の総登録数が103頭ありまして、本部町が1044頭、これ令和6年度の現在のものですが、そのやはり登録頭数のところが大きく変わっている。先ほどお話しした台帳の整理がうまくできている市町村とできてない市町村というものもあるのかなと思いますけれども、いずれにしても、我々が取り組む必要があるのが、いかに飼い主の方々に大事なことなんですよというのを、普及啓発で市町村と連携しながらやっていくということが課題かなと思っていますので、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○高橋真委員 ということは、今回、いわゆる手数料、接種の料金が上がったわけですから、上がったということは、それをしっかりと周知をする中で、県も市町村をしっかりと支援していくという体制を引くべきではないかと思うわけですね。結局、この手数料が上がったことによって、また接種率が下がるといようなことがあってはいけないと思っているわけでありまして。いかがでしょうか。

○山内努薬務生活衛生課班長 手数料自体は、実際に沖縄県で設定している手数料については万が一の蔓延防止のための手数料になっていまして、現在の手数料については、既に平成31年から各獣医師会が設定している金額になっていますので、沖縄県で上がった金額、400円上がったことで、ちょっと接種を控えるという話ではなくて、沖縄県がそもそも下がっていたので、令和4年度に県の内部で見直した際に、そのときには手数料の回収率が100%を超えていたんですけども、今回改めて見直したときに60%台とかになっていたの、改めてちょっとここは見直す必要があるねということで、今回の提案させていただいている内容になります。

以上です。

○高橋真委員 だから市町村ではもう既に上がっていたという実態であるわけですね。それを県はあわせて上げるという改正であります。であれば、しっか

りとそういった市町村の部分に関しても支援をしっかりとやっていただきたいわけであり、県の関わりとして、狂犬病が発生したときだけではなくて、予防接種というものが全国最下位なわけですから、しっかりと市町村を支援する体制を今よりも強化していただきたいわけであり、

いかがでしょうか。

**○山内努薬務生活衛生課班長** 市町村の担当者の方々とは年2回会議をして、前年度の結果であったり、前年度こういう取組が大事、恐らく注射率の向上に向けて気になっていたとか、そういうところの情報交換も良い事例の話をより市町村の方々にも進めて、情報共有しながら、県としても引き続き取り組んでいくというところは、ずっと思っているところですので、引き続きそういう委員からの御提案も含めて、今後も市町村の少しでも接種率向上に向けた取組ができるようにいろいろ考えていきたいと思えます。

以上です。

**○高橋真委員** 総務部長、思っているだけではなくて、市町村困っております。ぜひ支援してください。いかがでしょうか。

**○宮城嗣吉総務部長** 県の役割として接種率を引き上げる広報とか、あるいは市町村の指導助言という形の役割が求められていると思えますので、関係部局が適切に行えるように、関係部局で連携しながら、特に所管部局において適切に対応できるようにこちらからも働きかけたいと思えます。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長** ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

**○大田守委員** 県の工業センターの使用料の値上げなんですけれども、これはここを使用している方々の意見も取り入れながら値上げ、もしくは値上げになりますということをお話をしながら設定しているのでしょうか。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** お答えいたします。

今回の使用料手数料の改正の情報につきましては、関係の企業ですとか団体等約400社に対しまして、電子メールで情報提供してございます。そして更新や新規導入した機器について年3回発行する技術情報誌、ホームページ及び工

業連合会が発行する工連ニュースなどで周知しているところがございます。また改正情報につきましては、上記の方法により、設定を速やかに周知することでスムーズに移行できるものと考えております。

以上でございます。

○大田守委員 新年度の10月以降の施行という形ですね。新年度すぐからですか。

○照屋正映工業技術センター研究主幹 お答えいたします。

新年度の4月1日からの施行となっております。

以上でございます。

○大田守委員 周知徹底をよろしくお願いします。

それとともに大麻草の採取栽培者免許申請なんですけれども、これが6800円から2万2000円と、3倍以上の申請手数料の値上げとなりますけれども、これで影響される事業者の方々は、沖縄県で何名ぐらいいらっしゃいますか。

○泉水由美子薬務生活衛生課主幹 お答えいたします。

現在、沖縄県内においては、大麻栽培者の免許をお持ちの事業者さんはゼロ件、1件もいらっしゃらない状態です。また、こちらの法律が改正された現時点でも申請自体がない状況ですので、影響を受けられる事業者というのは、今のところ想定がされてないという状況になっております。

以上です。

○大田守委員 そうであれば、6800円を2万2000円の3倍以上に値上げした、これの何か算定根拠とか、そういったものは、国からの方針の金額の枠内とかそういったものでしょうか。

○泉水由美子薬務生活衛生課主幹 法律改正に伴いまして、大麻草の栽培目的が拡大されました。以前ですと、繊維あるいは種子を取るだけの目的という限定された栽培目的だったのが、法律が改正されたことで、化粧品だったり医薬品だったり、様々な産業用の目的で大麻草を栽培することができるというふうに法律が拡大されました。それに伴って、この手続、審査に係る申請事務に係る確認審査の所要時間が大幅にアップしまして、審査を行う職員の人件費の積

み上げを沖縄県のほうでさせていただいたところ、現行の6800円の手数料と大幅に乖離が生じまして、積み上げた結果2万2849円の積算になっております。こちらこの現行の6800円も九州統一、こちらの価格なんですけども、今回改正するに当たって、九州統一で2万2000円という形で統一化を図られておりますので、沖縄県としても2万2000円で提案させていただいているところです。

以上になります。

○大田守委員 これ大麻草が新しいものに使えるとなるということで、沖縄県内でも、これからもしかするとまた増えてくる可能性があるのでは、周知徹底のほうよろしくをお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか確認させてください。

盛土について、皆さんからもらったこの新設のペーパーによると、都道府県知事が規制区域を指定しということになっています。

区域については、盛土等により人家等に被害をとということがあるんだけど、この等というのは何を指すのか。その次の段落には、土地の用途で宅地、森林、農地等にかかわらず、規制の対象とすることが可能だということあるんだけど、要するに全部規制の対象になるということでもいいのか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 お答えいたします。

人家等の等というのは、人が集まるような施設というふうに考えております。

あと、森林、農地等というものも、基本的にはもう全ての土地が規制対象になると考えてよろしいかと思えます。

以上です。

○渡久地修委員 要するにこれによって道路とか、河川とかいろいろなものも被害を受けるという場合は対象区域になるということでもいいですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 道路や河川等も対象になってきます。

以上です。

○渡久地修委員 あと、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域と2つあるんだけど、簡単に説明をお願いします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 宅地造成等工事規制区域というのは、集落や市街地と人が集中している箇所を規制する区域でございます。規制の許可の対象が面積でいうと500平米を超えるものとか、高さでいうと1メートルを超えて崖を生ずるものとかというものでございます。

特定盛土等規制区域というのは、市街地や集落ではないものの少し離れているんですけれども、そこで盛土等が崩落した場合に、人家等へ影響を及ぼしうる区域を特定盛土等規制区域として指定しまして、こちらでは許可の対象が宅地造成等工事規制区域よりも少し緩くなっております。ただし、500平米を超える盛土等に対しても届出は必要になってくるというところでございます。

以上です。

○渡久地修委員 次に知事が規制区域を指定しということあるんだけど、10月からなんですけれども、今何か所、皆さんは想定していますか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 沖縄県のほぼ全域を規制区域として指定する予定でございます。

以上です。

○渡久地修委員 ということは、沖縄県の全域、これでは那覇市以外ということだから、1か所、沖縄県全域、全部ということで、今の答弁あったとおりでいいですね。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 その御理解でよろしいかと思います。

以上です。

○渡久地修委員 それで10月から規制になるんだけど、今は規制されていないということですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 今、規制はされておられません。規制区域の指定をもって、規制が開始されることとなります。

以上です。

○渡久地修委員 それで、これ静岡県の記事もあつたんだけど、沖縄でもいろいろなところの事案が度々起こっているんですけど、現時点で規制に該当するけれども、今規制されてないよね。その辺は今何か所あるんですか、皆さんが確認してるところで。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 今、調査をして、数量について精査をしているところで、現段階で何か所というのはお答えできません。

以上です。

○渡久地修委員 これは相当の数があるんですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 応急対応が必要な箇所、それ以外というふうな分け方をしています。またそれ以外でも、安全性のランクの評価をしていますけれども、人によって多い少ないということの感じ方は変わるとは思うんですけども、応急対応が必要な箇所というのはそれなりの数があると思っております。

以上です。

○渡久地修委員 この全体像は今精査中だけど、応急的な対応が必要というのが何か所というのは分かりますか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 それについても、今現在お答えはできません。

以上です。

○渡久地修委員 10月から規制が開始されたら、この応急対応のところ、あるいは今まで規制対象になっていなかったけれども対象になるところ、これは10月からはどうなりますか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 応急対応が必要という判断された箇所に関しましては規制が開始されまして、土地所有者等に応急対応をするような行政指導を行っていきます。それ以外にも、安全性の把握が必要な土地等については、その安全性の把握をするように、これも行政指導等を行っていく予定でございます。

以上です。

○渡久地修委員 10月開始以前にやったものは何も対象にならないんじゃないかと、10月以前であっても、この規制の対象になるということではないんですよね。

そして、それはいわゆる行政指導とかやっていく、それに従う、従わないというのは、次の段階で行政指導からしっかりとさせていく、行政的な手順にのっとってしっかりと改善を求めていくということではないですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 過去の規制開始前の盛土等については、当然規制はできないんですけれども、危険な状態である場合には、改善命令を行うことができるということになっております。それに基づいて改善命令等を行っていきます。

以上です。

○渡久地修委員 この改善命令を相手が応じて改善してもらえればいいんですけど、それをやらない場合はどうなっていくんですか。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 改善命令に従わない場合には、行政代執行等も検討していくことになります。

以上です。

○渡久地修委員 これも結構、県民の安全を守る上で非常に大事なんだけど、実際に実行していくとなったらいろいろな問題が相当出てくるので、これからもしっかりと対応方をお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員 よろしくお願ひいたします。

犬の狂犬病予防注射の手数料等についてなんですけれども、先ほど高橋委員のほうからも多くの質問がありまして納得したところですが、去年4月に、米軍関係者の飼っている犬が民間で小さな犬をかみ殺したという事件がありました。そのときにも質問させていただいているんですけれども、今回手数料が上

がったということで、恐らく県としては普及啓発というか、お知らせなどをどうしてもやらなければいけなくなるのだと思いますけれども、米軍関係者に対しての通知と広報についてはどのような取組になっているか、今のところ決まっているのがあれば教えてください。

○山内努薬務生活衛生課班長 昨年の事案の際にも沖縄地域調整事務所を通して、保健医療介護部長と環境部長の両名で、こういう犬を飼うときには狂犬病予防法に従う登録であったり、注射であったり、適正な飼養ということの通知を出しては、その際に我々が確認した米軍のホームページなどを見てみますと、やっぱり同じような手数料の話だったりというのが記載されていますので、その周知については、実際には我々も今後もやっていきますけれども、米軍のほうで、伝わっているのかなという認識ではあります。

以上です。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

ペットの登録については、基地の外でお住まいの方については個人に任されているというようなこともあって、なかなか外で飼われているペットの数が把握できないという去年の答弁だったように記憶をしております。

今後、また同じようなことが起こらないためにも、県としてももう少し強く米軍に対しての働きかけが必要になってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○山内努薬務生活衛生課班長 お答えいたします。

先ほど幸喜委員からもお話があったとおり、我々もその認識を今後とも強くしていかなければならないと考えていますので、そういうところも先ほど高橋委員のほうにもお答えした際にも、市町村と連携していくというのも一つ大事なことになるので、いろいろな情報交換、会議であったり、担当者同士でのメールのやり取りも電話もやりますので、そういうところもいろいろな機会を活用して市町村と連携していくというところが一つありますので、引き続き米軍関係も含めてですけれども、狂犬病予防の注射率の話については取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

先ほど高橋委員からの御指摘にもあったように、予防接種の接種率が最下位

というところ、目標値が接種率70%というところを考えますと、やはりもう少し県の取組の強化が必要かと思えます。特に市町村においては、米軍関係者との間に立って、県が主導していただければなと思えます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 今回の議案の概要でいうと工業技術センターの使用料、手数料について伺います。まず額の適正化とありますが、まずその理由について伺います。

○照屋正映工業技術センター研究主幹 お答えいたします。

手数料につきましては1時間当たりの電気使用料、それから検査に必要な消耗品、検査機器の減価償却費、試験分析から成績書作成に至るまでの必要な人件費などから算出しています。今回は、人件費の単価が増となったための改定でございます。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

今回値上げされるところ、されないところもあると思いますが、まず今回の手数料の改正部分が改正されたのは何年前なのか。それから定期的に見直しと書かれてはいるんですが、何年ごとに見直しをされるのか伺います。

○照屋正映工業技術センター研究主幹 お答えいたします。

手数料の見直しにつきましては、各項目を3年ごとに見直しております。今回改定する手数料につきましても、令和4年に見直しを行ったところでありますが、このときは算出したコストをおおむね賄うことができていたことから、当時は改定にまで至っておりません。

今回改定する手数料につきまして、前回改定までに至ったものは7年前と12年前になります。

以上です。

○当山勝利委員 日本国内自体がデフレだったり、給料が上がらなかつたりし

たのでそういうことになったとは思うんですけど、分かりました。ということは、今回見直しされていない手数料、見直しされていない部分があると思う。これも3年ごとの、その時点、時点で改正される必要があれば、するというところでよろしいでしょうか。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** おっしゃるとおり、今回見直しの対象となっていない手数料につきましても、今後見直し対象の時期が来ましたら、それに応じて見直し、改定等を行っていくところでございます。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

令和6年度の工業技術センターのほうの検査等での手数料の総額について、そして今回改定された場合、適用した場合、それが幾らになるのか総額について伺います。

**○照屋正映工業技術センター研究主幹** お答えいたします。

令和6年度の手数料に関する依頼試験実績は、総額117万9730円でありました。これに今回改定された手数料を適用した場合、総額で134万9560円となり16万9830円の増となることを想定しております。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

人件費等の高騰というのは致し方ない部分だと思いますので、そこは理解できますけれども、利用者ともいろいろやり取りをされているということですので、利用者とも今後もコンタクトというかそういう利用状況とかも踏まえながら、改正等に從事していただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長** ほかに質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員** 質問取りに来たときはやらないつもりでしたけれど、さっき答弁がありましたので、大事なことです。宅地造成の件なんですけれど、開発業者がいろいろな分譲したりとか、いろいろなこのなりわいとしている人たちがやるんですけど、先ほど答弁で、要するに審査書類を出して回答とい

うことで質疑がありましたけれど、これ今公表できませんというのはどういうことですか。これだけではなくいろいろな法令に基づいて、例えば建築確認もそうですし、いろいろなものでもなかなかその範囲内で来ない人の現状があります。これ聞きますと業務が結構忙しいとあるんですけど、ただ、どれぐらいの期間ということも決めないで、議案を提出することは大変失礼だと思うんですよ。これ開発する業者も決まらなくて、いろいろな適用のハードルが高くなりましたと出します。期間も今言えないと、これ僕は審査できないですよ。本当にこれでいいんですか。これセットですよ、普通。そうでないと何のために議案を出しているんですか。総務部長、これ納得できないですよ。これ片手落ちですよ。ハードルが高い、これ言えない、こんな話ってありますか。これもう一回、僕は議案の提出をお願いします。そこが答弁できないと我々は審査できません。要するに提出する側にも我々は説明できませんよ。これそうやって通したんですかって。どうなるんですか。まずその辺をお聞きします。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 申し訳ございません。

標準処理期間の話だと思いますけれども、面積に応じて変わるんですけども、……。休憩をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長より、手数料は他部局にまたがるがほかの委員会では審査しないのかとの確認があり、執行部より手数料の条例改正なので総務企画委員会での審査となるとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

戸眞伊伸宏建築指導課班長。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 失礼いたしました。

標準処理期間については全国の事例を調べまして、面積にもよりますけれども、基本的には30日程度が設定されております。5ヘクタール未満であれば30日、500ヘクタール以上であれば40日。沖縄県も同程度の標準処理期間を設定する予定でございます。

○島尻忠明委員 だからそこなんです。予定とかで出されても困るんですよ。

これ分かりますよ。なりわいとしている皆さんは、大きくなればいろいろな審査とかいろいろな宅地造成も何か月もおかないとかいろいろありますよ。このなりわいしている人たち、大変な会社の存続にも関わりますよ。土地を仕入れて造成をしてこうなると、予定ですと議案を出してきても、我々はこの業界に説明できませんよ。これしっかりとした中でやってこないと、手数料を上げる、ハードルを上げる、開始はない、こんな議案を出されていいんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より委員会に臨む前に処理期間も関係団体に説明しておくべきではなかったかとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開します。

戸眞伊伸宏建築指導課班長。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 標準処理期間については、今現在、我々のほうで許可申請の手引きというものを作成しております。この手引きについて、現在市町村に対しての意見照会等を行っているところでして、この手引きの中で標準処理期間を設定します。これを次年度の早い時期にホームページで公表をする予定をしております、今現在。手数料とはまた別の手続で進めているところでございます。

○島尻忠明委員 何言っているか分からないですよ。手数料条例出してきてハードルを上げて、なぜ2000平米以上は開発申請出すとかいろいろありますよ。市が受け付けて県に出しますよ。土地利用審議委員会なんかに。だからその辺をやらないと、ただでさえ開発がなかなか厳しい状況で土地仕入れます、開発します、これいつ開始になるのか。そういうのも一義的には41市町村が出てくるのはやって、県に投げますよ。この辺も今聞いたら、まだこれ調整中となると仕事している人はたまらないですよ。提案が逆だと思うんですけど、それやってから提案だと思うんですけどね。どんなですか。皆さんこれロットで6本、全部抱き合わせで出しているからうまくやるというのは厳しいと思わんですけど。議案番号も乙第5号になっていますから、これ外すわけにいかないでしょう。議案として抱き合わせで出しているわけだから。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 標準処理期間については、今後、建設業団体等

へもこの手引の説明等を行いますので、そこで早めに周知していきたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より宅建業界への説明も必要との指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

戸眞伊伸宏建築指導課班長。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 宅建業関係者ですね、そちらも周知をいたしていきます。

以上です。

○島尻忠明委員 ロットでこれ皆さん何本かやっていますから、ただ後でもいいですから、今皆さんが素案として持っている何平米以上とか何とかいろいろあるはずですから。それと、先ほど職員もそれに備えて増員するということですが、これ開発申請をしたら有識者を集めて皆さんやるところもあるんですよ、国土利用の関係から。ですからその辺も含めて、ちょっと分かりやすいように委員会として請求したいと思うんですけど。要するに今やっている皆さん関係者にもこれからどう説明する、あるいはまた面積によって申請をして審査する期間、要するに回答する期間、50日以内とか言っていますが、そういう今、要するに考えている素案とかありましたらできればいただきたい。これ以上やっても審議止めることになりますから。

○西銘啓史郎委員長 資料の提出という理解でいいですか。

○島尻忠明委員 答弁お願いをしたいと思いますけれど。

○戸眞伊伸宏建築指導課班長 資料を作成して提出したいと思います。

○島尻忠明委員 ただ、ぜひ担当している部署の皆さん、何回もいただきます

ど、これ本当に大きな負担になるんですよ、事業者にしたら。その辺をしっかりとこれからはその辺も踏まえて、今日はその議案があったからこういう指摘をさせていただいているんですけど、やっぱりそこはやっていかないと、我々委員会として採決しました、これ不具合がでましたとなると、これどうなるんですかということになりますので。ただ、もうここまできているとあれなんですけれども、ほかの案件も一緒に入っている5号議案ですから、ぜひ資料提出をお願いをさせていただいて、あと、最終的に10月の施行日までに内容の確認をして、やはりこれが関係団体の負担があるのであれば、しっかりと皆さんも精査をして、寄り添っていかなければならないと思うんですけど、その辺はいかが考えていますか。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 真摯に対応していきたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より、改正後にも関係団体としっかり協議を行い不具合等があればきちんと受け止める気持ちがあるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

戸眞伊仲宏建築指導課班長。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 実際、業務等を行っていく中で、課題等出てくると思います。それらについては、我々だけでなく申請者等の意見も十分聞きながら対応していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 ぜひそうやっていただきたいと思います。ぜひ、これからこういう案件にならないように、議案の提案はぜひお願いをいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長より、今の島尻委員の指摘を土木建築部長に申し送りする旨説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 非常に気になっているんだけど、これは市町村には全部説明はされているの。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 市町村に対しては、昨年度から説明等を行っております。

○呉屋宏委員 これは市町村の意見なども全部聞いているわけね。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 市町村の意見を聞きながら進めております。

○呉屋宏委員 それは皆さんがつくってないと思うんだけど、そこに反映させるようになっているの、市町村の意見が。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 これまで市町村の意見を聞いていたのは、規制区域の指定に関する意見等を聞いて、市町村の意見を反映させた規制区域の案を指定しております。

現在、この申請の手引きに対する意見照会をしている最中でございます。

その市町村の意見を聞いてそれらを精査しまして、内容等の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

○呉屋宏委員 ちょっと僕は野次みたいにさっき言ったんだけど、開発行為の申請に係る手数料だから、おおむね大体金額が決まっている。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 面積に応じて単価を設定しております。

○呉屋宏委員 これ示したら。金額が分からないから困っていると言っているんだから、その金額出せばいい。あなた方が今の言い方は、あなたに給料を出しますよというのを条例で決めて、幾ら出すんですかと聞いたらまだ分かりませんと。こんな話というのはないでしょう。金額もこれ決まっているんだったら、公に出したほうがいいよ。

○戸眞伊仲宏建築指導課班長 金額は提示しております。

○呉屋宏委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第48号議案包括外部監査契約の締結についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 26ページを御覧ください。

この議案は、令和8年度の包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるものであります。

概要は、契約金額の上限を1340万円と定め、契約の相手方を弁護士の折井真人氏とするものであります。

以上で、乙第48号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第48号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第49号議案副知事の選任についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 28ページを御覧ください。

乙第49号議案副知事の選任について御説明いたします。

この議案は、池田副知事の辞職に伴い、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案に係る履歴を掲載した議案説明資料(履歴書)の3ページから4ページも参考に御覧ください。

御提案いたしました宮城嗣吉氏について、議会の同意を得て、副知事に選任したいと考えております。

以上で、乙第49号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第49号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員より当事者が説明することは正しいのか確認があり、執行部より4年前も同様に総務部長が説明しているとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員 今言ったようにこの件について通告していましたが、本人に聞けないからやめます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 新たな副知事というところの選任だと思うのですが、どの分野を担当してですね、優先的に取り組むテーマというのはどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○米須清剛行政管理課長 池田副知事退任後ですので、今現在は新副知事が就

任するまで大城副知事が全ての部局について担任しております。

基本的には担任事項を定めるに当たっては各部の組織であったりとか、あと予算規模、所管業務の関連性、業務量の多寡で、これまでの候補者の経歴とか専門分野、その辺りを考慮して最終的には知事が決定してまいるということになります。

**○宮城嗣吉総務部長** まだ知事と相談している内容でございますけれども、副知事二人の担任事務については、官房機能関係の知事公室と総務部、それから企画部もそれぞれの別の副知事で分掌させる。それから離島振興とか経済分野、これ農林商工観光、それと生活分野の部分については同一の副知事にまとめるというところ、それから知事公室と環境部と企業局をまとめて、基地関連とP F O Sの関係の環境部門、そこを連携しようというところの部分で、これはまだ案ではございますけれども、大城副知事が企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、出納事務局、教育委員会、公安委員会等、各種委員会、後任副知事のほうが、知事公室、総務部、環境部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、病院事業局、企業局という形での分掌を今調整しているところでございます。

以上です

**○徳田将仁委員** 今の話を伺った中で、この部局を横断するっていう様々な部分もいっぱいあると思うんですけど、そういったものの最終責任者は副知事としては、新たな副知事が最終責任者になるんですか。

**○宮城嗣吉総務部長** 最終責任者は知事になりますけれども、知事を補佐するという意味合いで所管部局を統率するという形になるかと思えます。

**○徳田将仁委員** 両副知事は、別にどちらが副知事の中でも横断的にまとめるというのは決まっていないということによろしいですか。

**○宮城嗣吉総務部長** それぞれの所管部局を監督するという形になりますけれども、一方で知事の職務を代理する順序というのは別途決める形になりまして、これも調整中でありまして、代理する順序としては、大城副知事を第1順位、後任副知事を第2順位というふうに決めることで今調整しているところでございます。

○徳田将仁委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 僕はここはとても大事なところだと思っているんだけど、一般質問でもやったけど、皆さんの縦割り行政が問題になっている県庁の職務ってたくさんあるんですよ。例えば企画部が離島過疎対策をしてるけれども、実際は今度のネクストハイスクール問題というのは教育委員会が持ってるわけね。だからここに立ち入らないんだよ。これは横断的に誰がやるのかということね、これしっかり決めてもらわないと。今部長がトップになってるから問題になっているんだよ、こんな広域でやるものを全て。だって過疎対策、小規模離島対策というのは企画が持ってるんだけど、実際、商工労働部も教育も環境もほとんどこれは関係するから一手にやらないといけないけれど、今までの質問ではこれができてないわけ。そこら辺の決意を聞きたいな。決意表明。

○宮城嗣吉総務部長 まず副知事の職務につきましては、地方自治法第167条第1項の規定により、知事を補佐し、知事の命を受け、政策及び企画をつかさどり、知事部局の職員の担任する事務を監督するというふうになっておりますので、機会をいただきましたら、その職務に全力で当たりたいと思います。今御指摘のありました、部局が横断的に連携する必要があるのではないかという部分につきましては、まさしくその政策部門とそれを企画するという形になるかと思っておりますので、より一層職員と連携しまして、各部局が担う政策の連携、それから相互効果を生ずるような形の部分について、意思の疎通を円滑にするように心がけたいと思っております。

○呉屋宏委員 これ以上の答えは出てこないと思うから意見だけ言っておきますけれども。これが53年間の過疎対策ができなかったところなんだよ。こんな考え方をやるから。企画は企画がやれ、環境は環境がやれ、商工は商工がやれと言うから、今の状況があるんですよ。だから、僕は皆さんがやっていることを多分、過疎対策のメンバーが、教育の部分でどうやってタイアップするかということが全然できてないわけ。だからそういうところを意見はもういいですから、もうこんなペーパーで地方自治法何条何条って言われたら。ただ、今の過疎、53年間の鬱積したもの、これからもさらに過疎地域は人が少なく

なってきますよ。だからここにどうやってブレーキをかけるかというのは、私の分野ではありませんよこれ、企画部ですよと言われたら、そうねとしか言えないよね。だから横断でやらないと駄目なんですよと言っているのに、こういう答えでは話にならないよ。答弁はいいよ。

○宮城嗣吉総務部長 ペーパーを読み上げたという部分については、そこを確認という意味合いで自治法の条文を読み上げたところでありますけれども、今委員がおっしゃるとおり、職員と連携し、部局横断的な政策の立案、遂行に努めたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第49号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第50号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 30ページを御覧ください。

乙第50号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要があるため、令和8年1月20日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、投票所経費やポスター掲示場費等に係る市町村交付金等、総額8億3063万9000円を計上しており、全額国庫負担となっております。

以上で、乙第50号議案の説明を終わります。

御審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第50号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第50号議案に対する質疑を終結いたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後13時30分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情令和7年第66号外6件を議題といたします。

ただいまの陳情について、総務部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 それでは、総務部関係の陳情について、その処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しております総務企画委員会陳情説明資料の2ページにあります陳情一覧表を御覧下さい。

総務部関係の陳情は、継続7件となっております。

継続陳情7件のうち5件につきましては、前議会における処理概要と同様の処理概要となっておりますので、説明を省略させていただき、残る2件について、変更箇所を読み上げて説明とさせていただきます。

追記・修正のある箇所は、赤字、取消し線及び下線により表記しております。

14ページ6行目を御覧ください。

陳情第131号令和7年度美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情。

当該陳情は企画部と共管となっております。

事項1、沖縄県への研修派遣の際の相互派遣について、一部変更がありましたので企画部に説明を求めたいと思います。

○石井康貴市町村課長 15ページ9行目を御覧ください。

当該陳情事項1について「小規模離島町村における人材不足等の課題を踏まえ、離島町村の地域課題の解決に向けた支援を行うとともに、県と市町村の相互理解を促進し、市町村職員の継続的かつ中・長期的な人材育成を行うことを目的として、令和8年度から、新たに県職員と小規模離島町村の職員の相互派遣を行うこととしました。

引き続き、離島町村における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けて、必要な取組を進めてまいります。」

○宮城嗣吉総務部長 次に、21ページ6行目を御覧ください。

陳情第166号令和8年度私立高等学校等関係政府予算に関する陳情。

24ページ13行目を御覧ください。

当該陳情事項6について、25ページ1行目を御覧ください。

「令和8年度は国の支援拡充を踏まえ、年収に関わらず年額45万7200円を支給することとしております。」

13行目を御覧ください。

当該陳情事項7について、23行目を御覧ください。

「令和8年度は国の支援拡充を踏まえ、非課税世帯に加えて年収490万円までの世帯も支援することとしております。」

以上、総務部関係の陳情に係る処理概要について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 総務部長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 年収にかかわらず年額45万7200円という支給になっているんですけども、これ万が一授業料が値上げした場合にはそれなりに対応していくという考えでよろしいのでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

今国のほうが示している額が、全日制高校については上限額が45万7200円となっておりますので、仮に学校等が授業料これ超えた場合には、この示され

ている45万7200円の範囲で支給することになります。

○大田守委員 そうすると高校の授業料は無償化という形にはならず、完全無償化ではなくて、そこから上がる部分は、保護者というか、本人負担という形でしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 原則としてはそのようになります。

○大田守委員 完全無償化を考えるのであれば、県のほうとすればその分をどうするかというのも、これは考えはないのでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 お答えいたします。

県のほうもですね、その辺は検討しておりまして、現在の私立学校等授業料軽減費補助金を設定しております。

その中で、例えば高等学校の授業料が先ほど45万7200円より高い場合には、この中で補助金、例えば対象世帯につきましては、生活保護世帯とか、あるいは市町村民税の非課税世帯とかが対象になりますが、上限として年額11万8800円、これを加算して支給することとしております。

○大田守委員 分かりました。

ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

午後1時36分休憩

午後1時59分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 先般、辺野古の船の転覆事故、痛ましい事故がありましたので、先日の予算委員会でもですね、知事のほうから、所管は知事公室、そこで委員会をつくって全庁的に取り組むとのお話がありましたので、ただ、知事公室は我々所管の中ですので、明日、知事公室所管の議案がありますから、あした予定どおり日程を終えた後に、この件について質疑、経緯、所管としてやる責任があるのではないかなと思いますので、取り計らい方お願いをいたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

審査日程の変更については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

審査日程の変更についてを議題といたします。

2月27日の委員会において決定した審査日程では、次回は明3月19日(木)に、知事公室の陳情審査及び採決を行うこととなっておりますが、名護市辺野古沖の船転覆事故に関する事故原因及び県の対応状況、再発防止等に向けた対応等について聴取する必要があることから、所管事務調査事項を立て審査日程を変更の上、新たに議題を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次回は明3月19日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎